

令和7年度第2回守口市国民健康保険運営協議会

日時：令和8年2月5日

開会：午後2時00分

○瀬尾保険課長      それでは、お揃いのようにございますので、ただいまより令和7年度第2回守口市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日はお忙しいところ、本協議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

それでは、本協議会の開催に当たり、瀬野市長から御挨拶を申し上げます。

○瀬野市長      皆さん、こんにちは。市長の瀬野でございます。

本日は、本当に委員の皆様、公私何かとお忙しい中、この協議会の方に出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

また、日頃から国保事業はもとより、市政運営に多大な御尽力いただいております、感謝申し上げる次第でございます。

本日は、議題の一つといたしまして、令和8年度の保険料率について御報告をさせていただきます。

また、医療保険制度におきましては、令和8年度から国の「子ども・子育て支援金制度」の開始に伴いまして、保険料において、この「子ども・子育て支援納付金」というものを徴収することになります。被保険者の方々にも保険料の賦課項目が新たに追加されると、こういった趣旨につきましても、引き続き丁寧な説明に努めてまいりたい、こういうふうに思っております。

本日はこのほか、令和8年度からの新たな保健事業の充実を含めた国保会計予算案、あるいはPDCAサイクルに基づく進捗管理に関する御報告を議題とさせていただきます。

委員の皆さんにおかれましては、忌憚のない御意見をいただければと思っております。

今後とも、府内の共通認識の下、持続可能で安定的な国保事業の運営に努めてまいりますので、皆様のより一層のお力添え、お願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○瀬尾保険課長      瀬野市長は、この後、公務を控えておりますので、ここで退席とさせていただきます。

○瀬野市長      申し訳ありません。失礼します。御協力お願いします。

○瀬尾保険課長      それでは、事務局から本日の配布資料の確認をさせていただきます。

○事務局      それでは、本日の配付物の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、1つ目は本日の会議次第、2つ目は守口市国民健康保険運営協議会委員名簿、3つ目は座席表、4つ目は本日の会議資料です。

事前に送付させていただいた45ページのものでございます。

以上4点でございます。過不足などはございませんでしょうか。

以上でございます。

○瀬尾保険課長      次に、本日の委員の出欠状況について、事務局から報告いたします。

○事務局　　本日は１３名の出席でございます。本日欠席の届出を受けておりますのは北西委員１名でございます。また、遅刻の届出を受けておりますのは清水委員でございます。

以上でございます。

○瀬尾保険課長　　ただいまの報告のとおり、守口市国民健康保険運営協議会規則第４条の規定に基づき、会議は成立いたします。

ここで、今回の改選に伴い、新たに御就任いただきました委員の方を御紹介いたします。

武田委員がお代わりになられまして、松本委員に御就任いただいております。

それでは、新委員から一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松本委員　　松本でございます。よろしくお願いいたします。

○瀬尾保険課長　　ありがとうございました。

それでは、次に、次第３「会長の選出」を行います。

会長につきましては、国民健康保険法施行令第４条第１項で、運営協議会に会長１人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙すると定められております。選挙の方法につきましては、指名推選によることとしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○瀬尾保険課長　　異議がないようでございますので、会長の選出については、指名推選にさせていただきます。早速ですが、会長の選出について、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

○寺本委員　　運営協議会では、これまで通例として議会選出委員の中から会長になっていただいていたので、松本委員にお願いしたいと思います。

○瀬尾保険課長　　ただいま寺本委員から会長は松本委員にお願いしたいとの発言がありましたが、これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○瀬尾保険課長　　異議なしとのことですので、松本委員が会長に決定いたしました。

それでは、この後、議事進行は松本会長にお願いいたします。

○松本会長　　ただいま会長に御選出いただきました松本でございます。

協議会の議事を円滑に進めさせていただきますよう、皆様の御協力を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきます。

次第４の案件に入らせていただきます。

まず１つ目の案件「令和８年度保険料率の大阪府算定結果について」、事務局から説明がございます。

○西嶋保険課主任　　それでは、案件（１）令和８年度保険料率の大阪府算定結果について、資料１から資料４を用いて御説明申し上げます。

資料１から資料３については、去る１月１６日に大阪府で開催されました大阪府・市町村

国民健康保険主管課長会議で示された資料で、資料４については、本市が独自で作成した資料でございます。

初めに、資料の１ページ、資料１をお開き願いたいと存じます。

こちらは、一番上の表が新年度、令和８年度の市町村標準保険料率、その下の表が今年度、令和７年度の市町村標準保険料率でございます。

令和８年度保険料率は、今年度と比べて、医療分につきましては、所得割が０．２％の増、均等割は５６６円の増、平等割が３３４円の増、後期分につきましては、所得割が０．０４％の増、均等割が１５７円の増、平等割が８４円の増、介護分につきましては、所得割が０．０４％の増、均等割が１０２円の減となっております。

また、令和８年度から子育て支援の拡充の財源の一部として、子ども・子育て支援納付金の徴収が開始されることとなり、賦課項目に子ども分が追加されました。子ども分の保険料率は所得割が０．２８％、均等割が１，８４１円となっております。

また、令和８年度の本市の賦課限度額は、表の一番右側に記載されておりますとおり、医療分が６６万円、後期分が２６万円、介護分が１７万円、子ども分が３万円、合計１１２万円となり、今年度と比較いたしますと６万円の増となります。

次に、保険料率の主な変動要因につきまして、御説明申し上げます。

こちらは、令和８年度の市町村標準保険料率の算定結果について大阪府が分析したものでございます。

まず、１人当たり費用の主な増要素として、子ども・子育て支援納付金の増により約７，６４９円、保険給付費の増により約７，４２７円、前期高齢者交付金の減により約２，４６０円となっております。

一方、１人当たり費用の主な減要素として、普通調整交付金の増により約５，９３５円、療養給付費等負担金の増により約３，３３６円、子ども・子育て支援納付金国庫負担金の増により約２，４４８円、財政安定化基金の取崩しにより約２，１６９円となっております。

続きまして、３ページの資料２にお移りいただきたいと存じます。

こちらは大阪府市町村別の１人当たり保険料を比較したものです。令和６年度から大阪府の保険料率が完全統一されたため、保険料率は同じですが、市町村により所得や世帯構成が異なるため、市町村別１人当たり保険料に違いが生じることとなります。一番上の行ですが、令和８年度の府内平均の１人当たり保険料は１６万３，９１１円となっており、今年度と比較して１，７４７円の増、伸び率は１．０８％の増となっております。また、表の上から１０番目、守口市の保険料は１６万１，０７３円となり、今年度と比較して４，７０７円の増、伸び率は３．０１％の増となっております。

続きまして、４ページの資料３にお移りいただきたいと存じます。

保険料算定結果について御説明申し上げます。

１つ目の丸ですが、先ほども御説明させていただきましたが、１人当たり府内平均保険料は１６万３，９１１円で、前年度比約１．１％増加しております。内訳としまして、医療分、後期分、介護分の合計では前年度比約０．９％減少となったものの、国の制度改正に伴い、令和８年度から賦課項目に子ども分が新たに追加されたことから、保険料が増加することとなったものです。

次に、２つ目の丸ですが、統一保険料率は、子ども分を除きますと、表２のとおり若干の

プラス改定という結果となっております。これは子ども分を除いた1人当たり府内平均保険料は0.9%減少となったものの、令和7年度税制改正で給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられたことに伴い、保険料における賦課対象となる所得が大きく減少する見込みとなったため、保険料収納必要総額を集めるために所得割が増加する等の影響によるものです。

5ページにまいりまして、被保険者数について御説明申し上げます。

上から3つ目の丸ですが、70歳以上の被保険者数は、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行が始まりました令和4年度以降は減少傾向に転じております。令和8年度は70歳以上の減少傾向は鈍化するものの、被保険者全体の減少傾向も同様に鈍化傾向が強まり、被保険者全体に占める70歳以上の割合については減少傾向が続く見込みとなっております。

7ページにまいりまして、診療費について御説明申し上げます。

中段の図3のグラフですが、診療報酬改定がプラス改定となった影響を受けて、70歳未満の総診療費は令和4年度以降続いていた減少傾向から増加に転じ、70歳以上においても減少傾向が鈍化し、減少傾向を示していた全体も増加に転じる見込みです。

また、下段の表5に移りまして、1人当たり診療費についても、診療報酬改定がプラス改定となった影響により、70歳未満と70歳以上ともに増加傾向が強まり、全体でも大幅に増加傾向が強まる見込みとなっております。

なお、8ページの図4のグラフは、1人当たり診療費の伸び率の推移で、左側が平成26年度から令和6年度までの単年度平均で国が示す全国平均の2.5%に対し、右側の大阪府は2.3%と全国平均を若干下回る水準で推移しておりますが、全国平均とおおむね同様の傾向を示しており、診療報酬改定を踏まえたとしても、令和8年度の診療費推計は全国的な傾向及び過去の傾向を捉えていると考えられます。

9ページにまいりまして、1人当たり保険給付費ですが、診療費の推計結果とおおむね同様の傾向を示しており、令和8年度の診療報酬改定がプラス改定となった影響により、対前年度比約3.8%増の37万8,112円となっております。

11ページにまいりまして、後期高齢者支援金及び介護納付金の説明ですが、府内平均1人当たり額で後期分は約1,000円、介護分は約600円増えております。

下段にまいりまして、令和8年度から新たに追加されました子ども・子育て支援納付金ですが、府内平均1人当たり額は7,649円となっております。

12ページに移りまして、今後の対応方針ですが、大阪府は国に対して、全国に先駆けて保険料を完全統一する大阪府における被保険者の負担軽減を図るため、完全統一達成団体に対する国の支援の実現に向けて要望を行った結果、財政支援が実現しております。一方で、令和8年度からの出産育児一時金に係る一般会計繰入の廃止について、その趣旨等の説明が十分になされておらず、国に対して保険者に対する説明及び被保険者に対する丁寧な周知等を図られるよう求めていくとともに、地方財政措置がなされた一般会計繰入の廃止によって被保険者の負担増につながることを防ぐよう、廃止された公費負担分への十分な財政対応を要望していくこととしております。

今後も国民健康保険制度の構造的な問題の解決に向け、被用者保険を含む医療保険制度の一体化に向けた抜本的な制度改革の検討を進めるとともに、財政基盤強化のためのさらなる財政支援について、制度設計に責任を持つ国に対し、引き続き要望していくこととしており

ます。

また、医療費適正化の推進として、特定健診・特定保健指導の実施率の向上など、市町村の取組の底上げを促進し、国保財政運営については、1人当たり保険料額上昇の抑制に向けた方策について、広域化調整会議の場などを通じて、引き続き検討していくこととしております。

続きまして、13ページの資料4にお移りいただきたいと存じます。

こちらは、市が作成した資料であり、令和7年度と令和8年度の保険料額を世帯人数別、所得別にモデルケースを用いて比較したもので、全てのモデルケースにおいて、令和8年度の保険料が高くなりました。

以上、案件（1）の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○松本会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○寺本委員 物価高で苦しむ被保険者に対して、これ以上国民健康保険料の値上げを強いるのは非常に酷だと思います。これについては、もう率直に申し上げて賛成することができません。守口市でも国民健康保険財政調整基金はたくさんありますし、大阪府全体に目を向けましても、加入者1人当たり1万円を超えております。今だからこそ、この被保険者の負担軽減を図るべきだということを申し上げておきます。

以上です。

○松本会長 ほかにございませんでしょうか。

特段ないようでございますので、次に移らせていただきます。

2つ目の案件「令和8年度守口市特別会計国民健康保険事業歳入歳出予算案について」、事務局から説明を受けます。

○西嶋保険課主任 それでは、案件（2）令和8年度守口市特別会計国民健康保険事業歳入歳出予算案について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、14ページのA3の資料5をお開きいただきたいと存じます。

資料の左側に歳入、右側に歳出を記載しており、単位はいずれも百万円で記載しております。

まず、表の一番下、歳入歳出総額でございますが、139億4,600万円で、対前年度比2億7,700万円の減となっております。

予算の減少の主な要因は、保険給付費の総額が減少していることによるものでございます。診療報酬改定等により、1人当たり保険給付費は増加しているものの、被保険者数の減少傾向が続いていることなどにより、保険給付費総額としては減少する見込みでございます。

それでは、資料右側の歳出について、主な費目を中心に御説明申し上げます。

まず、2段目から9段目までの「保険給付費」でございます。

療養給付費や療養費、高額療養費などについて、市が算出した保険給付費の見込額を予算に計上しております。

また、その他給付費は、大阪府国民健康保険団体連合会への審査支払手数料、移送費などに係る費用でございます。

保険給付費の総額は93億9,000万円で、対前年度比2億9,400万円の減となっております。

次に、その下の「事業費納付金」でございますが、大阪府が市町村全体の保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金、令和８年度から追加される子ども・子育て支援納付金に要する費用を推計し、市町村ごとに示す額で、各市町村は保険料などを財源として、大阪府に対して納付するものでございます。

次に、下から５段目、「保健事業」でございますが、特定健康診査や特定保健指導、国民健康保険ヘルスアップ事業などが主なものでございます。

また、令和８年度から市が実施している保健事業で、特定健診の受診率のさらなる向上を図るため、「おおさか健活マイレージ」において特定健診を受けた被保険者に対して市が独自に付与するポイントを２，０００ポイントから４，０００ポイントに拡充することとしております。

一方で、令和４年度から実施しておりました郵送型簡易血液検査につきましては、委託先である事業者が当該事業から撤退し、令和８年度から実施できる事業者がいなくなることから、令和７年度で終了することとしております。

最後に、「基金積立金」については、守口市国民健康保険財政調整基金の運用利息を基金に積み立てるもので、２，０００万円を計上しております。

続きまして、資料左側の歳入について、主な費目を中心に御説明申し上げます。

まず、一番上「保険料」でございますが、大阪府から示された市町村標準保険料率により、保険料を賦課、徴収するものでございます。令和８年度から子ども・子育て支援納付金分を追加しております。

次に、その下の「国庫支出金」でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金については、保険料の賦課項目に子ども・子育て支援納付金分を追加することなどに係るシステム改修に対する補助金でございます。

次に、その下の「府支出金」でございます。

府負担金・補助金につきましては、地方単独事業に伴う国庫負担金カット分に対するもの、普通交付金は、事業費納付金を財源として、大阪府が市町村ごとに保険給付費や保健事業に要する費用分を交付するもの、特別交付金は、市町村の特別の事情や保険者としての努力に応じて交付されるものでございます。

最後に、「繰入金」につきましては、保険基盤安定分から財政安定化支援までは、法定上のルールとして繰入を行うものでございます。

なお、出産育児一時金については、案件（１）でも御説明させていただきましたが、令和８年度から後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが全面的に導入されることに伴い廃止となります。

以上、案件（２）の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○松本会長　説明が終わりました。ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございませんでしょうか。

○寺本委員　やはり、これ保険料を引き上げる予算ですので、これはもう賛成することはできないということを申し上げておきたいと思ひますし、それについては守口市議会でしっかり議論をしていきたいと思っております。

その中で、保健事業の特定健診を受けられた方へのポイント付与の増額をおっしゃられてましたけれども、この財源を教えてください。

○松本会長 事務局の方から説明をお願いいたします。

○谷口保険課主任 おっしゃっていただいた部分が、令和８年度から新たに始まりますポイントの増額の部分だと思います。ポイントの増額に関しましては、財政調整基金を取り崩して行う予定でございます。

○寺本委員 このポイントの付与の具体的なやり方、どうやったらポイントがもらえるのか教えてもらえますか。

○西嶋保険課主任 まず、特定健診を受けていただきまして、アスマイルに登録していただきましたら、こちらの方で特定健診のデータとぶつけましてポイントを付与させていただいてます。

○寺本委員 アスマイルに登録しないといけないということで、これ情報弱者であったり、高齢者であったりっていうのが取り残される可能性があるわけでございます。そもそも特定健診を受けない方は、その恩恵にあずかれないと。そもそも、これたまり続けてる国民健康保険財政調整基金というのは、日々皆さんから取り過ぎたものがたまりにたまっているわけですから、それを吐き出すときに差を設けてしまう、この今の制度というのは反対はいたしませんけれども、できるだけこの差が生じないようにしないといけないと思いますね。高齢者や情報弱者が、このポイント付与から取り残されるというこの現状は改善の余地があると思いますので、そこは指摘をしておきたいと思います。

以上です。

○松本会長 御意見でよろしいですか。ほかに御意見や御質問はございませんでしょうか。ないようでございますので、次に移らせていただきます。

３つ目の案件「守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について」、事務局から説明を受けます。

○柳原保険課長代理 それでは、案件（３）守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、資料６を用いて御説明申し上げます。

１５ページを御覧いただきたいと存じます。

資料６の条例改正については、来る２月市議会定例会に提案予定となっております。

主な改正内容は２点です。

まず１点目、子ども・子育て支援納付金に係る改正について御説明申し上げます。改正箇所としましては、第１０条、第１１条、第１４条の１１から第１４条の１５、第１７条から第１８条の５となります。

国において、児童手当の抜本的拡充など、子ども・子育て政策の給付拡充を図ることとなり、これらの給付を賄うために、政府は令和８年度から令和１０年度にかけて子ども・子育て支援金制度を段階的に構築することとしました。

これにより、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、令和８年度から医療保険料と併せて支援納付金を徴収することとなったことから、規定を整備するものでございます。

２４ページにお移りいただきたいと存じます。

２点目、低所得者の保険料の減額に係る改正について御説明申し上げます。改正箇所としましては、第１８条第１項第２号及び同項第３号となります。

国民健康保険料の減額賦課に関する事項について、国民健康保険法の規定により、国民健

康保険法施行令で定める基準に従って条例で定めることとされております。本市条例では、これまで減額賦課の基準となる所得について、施行令の改正と合わせて具体的な額を改正するための条例改正を行っていましたが、今後は条例において基準となる施行令の該当条文を引用する形に改正するものです。

38ページにお移りいただきたいと存じます。

附則でございます。施行期日を令和8年4月1日と規定するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○松本会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

特にないようでございますので、次に移らせていただきます。

4つ目の案件「令和7年度PDCAサイクルに基づく進捗管理について」、事務局から説明を受けます。

○柳原保険課長代理 それでは、案件（4）PDCAサイクルに基づく進捗管理について、資料7を用いて御説明申し上げます。

説明に先立ちまして、資料内の数値に一部誤りが生じたので、訂正をさせていただきますと思います。

45ページをお開きください。

項番13 保健事業 特定健診受診勧奨の一番右の欄でございますが、上から5行目、令和6年度の受診率を35.1%と記載しておりますが、正しくは35.3%の誤りでした。

委員の皆様には資料をお渡しさせていただいた後に、数値の修正漏れが発覚し、訂正をお願いさせていただくことになり、申し訳ございません。

なお、大阪府へは既に修正の報告を行っており、運営協議会の開催後に守口市のホームページに掲載させていただきます本日の資料は、訂正後のものを掲載いたします。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。

40ページを御覧ください。

大阪府国民健康保険運営方針において、「府と市町村、国保連合会の連携、協力のもと、PDCAサイクルに基づく進捗管理の実施」を設けており、大阪府内全体としての持続可能で安定的な国保事業の運営を進めるため、毎年度、各市町村において中間と期末に進捗管理を行うものとされております。

評価の対象となる項目は、「①運営方針で定める取組内容の実施状況、目標到達状況」、「②保険者努力支援制度の評価点獲得状況」、「③特に進捗管理すべき事項」の3つの事項に沿ったもので、毎年、大阪府の事業運営検討ワーキンググループで決定されます。

進捗管理は、各市町村で進捗管理表を用いて実施状況の把握を行い、ブロック単位で大阪府へ報告します。その後、大阪府が取りまとめた大阪府の広域化調整会議及び大阪府の国保運営協議会へ報告し、公表されることとなります。

なお、市町村においても、大阪府と同様に運営協議会で報告することとされておりますので、このたび、御報告させていただくものでございます。

それでは、令和7年度の守口市の取組状況の期末報告について御説明させていただきます。

評価する項目数が14項目と多くありますので、駆け足にはなりますが、達成できなかった項目を中心に御説明させていただきます。

項番 1「目標収納率達成に向けた取組」でございます。

①の(2) 収納率の維持向上の項目について、収納率としては向上したものの、標準収納率は達成できなかったことから実施状況の欄が「×」となっております。

4 1 ページにまいりまして、項番 2「第三者行為求償」でございますが、実施状況は全て「○」となっております。

4 2 ページにまいりまして、項番 3「過誤調整」でございますが、こちらも実施状況は全て「○」となっております。

続きまして、項番 4「医療費の適正化」及び項番 5「保健医療サービス・福祉サービス等の施策との連携」につきましては、当該補助金申請の基準日である令和 7 年 1 月末時点の本市の被保険者数は、約 2 万 4, 0 0 0 人のため、上から 2 つ目の実施状況が「○」となっております。

4 3 ページにまいりまして、項番 6「広報事業の共同実施」及び項番 7「広域化調整会議の進め方」につきましては、実施状況は「○」となっております。

続きまして、項番 8「保険者努力支援制度評価点獲得取組評価分 市町村分」でございますが、こちらは特定健康診査、がん検診及び歯周疾患検診の受診率や特定保健指導の利用率が大阪府の目標値に達していなかったことから、実施状況の欄が「×」となっております。

特定健康診査につきましては、令和 6 年度以降は集団健診に加え、個別健診を導入することで被保険者の受診機会の拡大を図っております。また、それぞれの検診等については、引き続き、広報等で周知を行うことで受診率及び利用率の向上につなげてまいりたいと考えております。ジェネリック医薬品については、使用割合が 8 5 % を達成したことから、実施状況は「○」となっておりますが、引き続き広報等での周知に加え、差額通知の送付を行うことで、使用割合の維持及び向上につなげてまいりたいと考えております。

4 4 ページにまいりまして、項番 9「保険者努力支援制度評価点獲得事業費連動分 事業の取組評価」でございますが、1「事業①国保一般事業を 1 事業以上実施する」、6「事業⑤ P H R の利活用を推進する取組を実施する」及び 7「事業①から④それぞれから 1 事業以上実施する」の項目については、本市は人員等を考慮し、効果が大きいと思われる保健事業から優先的に実施していることから、実施状況の欄が「×」となっております。

続きまして、項番 1 0「保険者努力支援制度評価点獲得 事業費連動分 事業の取組内容」につきましては、実施状況は全て「○」となっております。

4 5 ページにまいりまして、項番 1 1「適用の適正化（資格管理）」でございますが、実施状況は全て「○」となっております。

続きまして、項番 1 2「高額療養費の計算方法等」ですが、本市は高額療養費の簡素化を実施していないため、実施状況の欄は「×」となっております。

続きまして、項番 1 3「保健事業（特定健診受診勧奨）」及び項番 1 4「保健事業（健康管理）」につきましては、実施状況は「○」となっております。

以上、案件（4）の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○松本会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

○寺本委員 資料の訂正についてですけど、いつ分かったのかちょっとあえて聞きませんが、分かったら分かった時点で速やかに委員の皆さんに説明した方がいいと思います。

この数字を使って質疑や意見をしようとしていらっしゃる委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、苦言を呈しておきます。

以上です。

○松本会長　ほかにございませんでしょうか。

ないようでございますので、本日の案件は全て終了いたしました。

○岩佐委員　ちょっとよろしいでしょうか。岩佐です。1番の令和8年度の保険料率の大阪府算定結果についてというところで、ちょっと2、3質問させてください。

当資料は守口市が作成じゃなく大阪府が作成したということでよろしいでしょうか、この1番の資料は。

○谷口保険課主任　資料ですね。1ページ目から

○岩佐委員　1、2、3ですね。

○谷口保険課主任　1ページから12ページに関しましては、大阪府が作成した資料でございます。

○岩佐委員　大阪府、分かりました。

そこで、ちょっとこういろいろと誤字脱字もありますので、ちょっと質問させてください。

まず、9ページ上から文章で1、2、3行目ですね。いかがでしょうか、この文章、令和7年度実績見込みは若干の回復傾向を示しているというところが、ちょっと違和感があるように思いましたが、いかがでしょうか。

○松本会長　事務局、説明できますか。

○仲嶋保険・健康政策監　岩佐先生ご指摘ありがとうございます。今、9ページの上から2行目から3行目のところですね、大阪府の方が申し上げてるというところが、回復傾向というのがもともと保険給付費の伸びがやや緩やかになっていたのが、またきつくなったということを申し上げてるのを多分大阪府の方でこういう表現をされているということかと思います。ちょっと申し訳ございません。私どもとしては、大阪府が作成している資料をそのまま御提示させていただいているという形になりますので、ちょっとこれについて評価というのはなかなか難しいんですけども、いい意味としてはそういうことかなというふうに我々は理解をしております。恐らくそれで間違いないと思います。

○岩佐委員　分かりました。おっしゃることはまず分かりました。

しかし、保険給付費のことを述べてまして、若干回復傾向という文字がちょっと誤解を生むんじゃないかと。給付費を回復、回復してよかったねというような意味に捉えられると、ちょっとよろしくないなと思ひまして、その点まずお伝えしておきます。

それと同じく、同じ似たようなところですけど、6ページにも下の中段以降、回復傾向を示しているというところも同様のことです。ちょっとお伝えしておきます。

じゃあ、回復傾向じゃなければどのように言ったらいいかというと、若干の増加傾向に転じていると言う方が適切じゃないかなと思いました。

それと、次、2点目、その続き、一方でというこの言葉もちょっと文章が何かなかなかつながらないなと思いました。これは、また事務局の方でお考えいただいて、大阪府の方にちょっとお伝えいただければと思います。一方でというのは、対比や逆説を述べるときに使いますので、ちょっと流れはなっていないかなと思います。

そして、誤字脱字、これも大阪府なので、もう大阪府は気づいておられると思いますけど、

9 ページの下から 3 行目の保健給付費の増加というのも、保険の陰が違ってきます。

それと、あとは、ちょっと 6 ページにちょっとまた戻りますが、一番下の診療報酬改定の定が抜けてるんじゃないかと思います。

以上にしましょうかね。

しかし、ちょっとやっぱりこの 9 ページの 1、2、3、4 行目の令和 8 年度の診療報酬改定がプラス改定となった影響によりと、ちょっとこれ何か 1 つの理由で書かれてるのが、ちょっと誤解を招くんじゃないかなと感じてます。これも何度も申し上げますけど、大阪府が書かれてるので、このままでいいのかなとは思いますが、できたらこの辺りの文章は令和 7 年度実績見込みは若干の増加傾向を示している。さらに、令和 8 年度は自然増に加え、診療報酬改定がプラス改定となった影響もあり、1 人当たり保険給付費は 37 万 8,112 円、対前年度比プラス 3.8%、図 6 表 7 と大きな伸びを見込んでいるという文章の方がいいんじゃないかなとちょっと感じてます。

以上、よろしく願いいたします。

○松本会長　大阪府の方から来た資料に関しまして、その表現においては様々な解釈があるのかと思います。その上においては、守口市としてどういうその解釈をしているのかということが当然これは言わなければならない部分。それと、誤字脱字につきましては、これは論外やと思ってます。この資料が来たときに、そこが間違っているなら、大阪府の方に確認をし、しっかりと訂正したものを委員さんにお渡しをする、委員の方々にお渡しをするというのが本来の姿ではないかなと思いますので、今後、気をつけていただきたいと思います。

あと何かございますでしょうか。

ないようでございますので、本日の案件は全て終了いたしました。

最後に、次第の 5 の「その他」でございます。本日の案件を含め、ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。

特段、ないようでございますので、これで本日の協議会を終わりとさせていただきます。

本日の署名委員は、木崎議員、安田委員をお願いいたします。

長時間にわたり貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。

皆様に御協力をいただき、円滑な議事進行が行えましたことを心から感謝申し上げます。

また、今後とも御協力のほど、よろしくお願い申し上げます、協議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。